

カ職工集合計ニ立寄り、シレテ提へ公人カ女工
ニ對シ罷工ニ加ハラサル様諭告シタルコトア
リシヲ不都合ナリトシテ辭職ヲ迫リ謝罪状ヲ
認メシメ且面部ヲ殴打スル等、暴行ヲ敢テシ
タル事實アリシテ以テ所轄警察署ニ於テ右兩
名ヲ檢挙シタリ
尚八月一日應接、為ノ職工集合計ニ赴キ不穩
言動ニ出テタル平澤計七鶴岡貞之、赤松茂人、
大久保勇中村還一、川口慶助、大堀常四郎、大隈銀
八、山本勇、九名ヲモ所轄警察署ニ檢束シ孰レ
ニ取調ノ上、今月二日午後六時放還シタルカ前
記暴行者ハ治安警察法違反トシテ所轄機事ハ
一件記録、ニ送致セリ

而シテ罷業職工ハ、今月二日午前一時頃ヨリ集
合所ヲ變更シ存下洗谷町字下洗谷一六六、大橋
屋洋食店ニ集合シ代表者、會社側ト會見願
希テ待テ居タルカ午前十時職工側代表者潮田
龜之助外七名ハ前約ニ依リ會社ニ赴キ會社側
代表者組長大矢宗三外十二名ト會見要亦条件
ニ對シ逐條的ニ折衝シタル結果午後二時四指
分
一、單價ハ從前通り、取扱ヒトスルコト
二、公傷欠勤、場合ハ日結一日方ヲ支給スルコ
ト
三、公休日ハ週休トシ臨時出勤ニ欠勤スルニ皆
勤賞賦ニ及ボヤ、ルコト